

子ども・子育て支援法による給付施設の「利用定員設定」について

1. 給付施設の「利用定員設定」について【概要】

子ども・子育て支援新制度では、運営費等の各施設への給付は、

- ①特定教育・保育施設<保育所・幼稚園・認定こども園>への施設型給付
- ②地域型保育事業者<小規模保育事業者・家庭的保育事業者等>への地域型保育給付

に分かれますが、①②ともに、施設ごとに、認可定員の範囲内で市が利用定員を設定したうえで、運営基準等を満たしていることを確認し、支払いを行います。

この「利用定員設定」にあたり、子ども・子育て会議の意見を徴取するものとなっています。

「利用定員設定」のイメージ	利用定員 設定	確認
<p>①特定教育・保育施設</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;"> 保育所 保育認定 0～5歳 </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;"> 幼稚園 教育標準時間認定 3～5歳 </div> </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center; margin-top: 10px;"> 認定こども園 教育標準時間認定・保育認定 0～5歳 </div>	市	市
<p>②地域型保育事業</p> <p>小規模保育事業、家庭的保育事業 居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center; margin-top: 10px;"> 保育認定 0～2歳 </div>	市	市

↑
子ども・子育て会議の意見を徴取する事項

※参考 認可定員と利用定員との違い

認可定員	教育・保育施設の設置にあたり認可された定員
利用定員	子ども・子育て支援法に基づく、給付費算定の基礎となる定員 (認定区分(1～3号認定)ごとに定めます。)

2. 確認・利用定員設定対象施設

(1) 民間保育所の新設

施設名称		レイモンド東矢倉保育園	
所在地		草津市東矢倉1丁目5番18号	
類型		保育所	
開園予定日		令和元年8月1日	
利用定員	2号認定 (保育3～5歳)	48人	
	3号認定 (保育0～2歳)	32人	
施設整備		有	

(2) 利用定員変更施設

施設名称		草津保育園	
所在地		草津市東矢倉1丁目3番22号	
類型		保育所	
変更予定日		令和元年9月1日	
利用定員	2号認定 (保育3～5歳)	現認可、利用定員	認可、利用定員
		84人	144人(+60人)
利用定員	3号認定 (保育0～2歳)	現認可、利用定員	認可、利用定員
		56人	56人(変更無)
施設整備		有	